

スミヤ指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業運営規程（介護）

（事業の目的）

第 1 条 社会医療法人スミヤが開設するスミヤ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切、且つ円滑な運営のため運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、要介護状態又は介護予防にあたっては要支援者状態であり、かかりつけの医師が訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーション看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。
- 3 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保険医療福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 和歌山市居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 46 号）を遵守する。
- 5 和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 50 号）を遵守する。

（事業所の名称）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

- | | |
|-------|---------------|
| 1 名 称 | スミヤ訪問看護ステーション |
| 2 所在地 | 和歌山市納定 11-4 |

（職員の職種、員数及び職種内容）

第 4 条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりである。

- 1 管理者 看護師 1 名
管理者は、ステーションの職員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- 2 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 3 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数 ※必要に応じて雇用する。
看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

- 4 事務職員 1名以上
- 5 職員の員数は業務の状況に応じて増員する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（土曜日は午前中）までとする。
(但し、国民の祝日、12月30日から1月3日は除く)
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時（土曜日は午後12時45分）とする。
- 3 その他 電話等により、24時間常時対応・連絡（必要時訪問）が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護・介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状、障害の観察
- 2 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防、処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の交換、管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険法の定める負担割合証に記載のある割合に応じた額とする。
- 2 死後の処置料 15,000円（税込）
- 3 保険対象外の訪問（予定された訪問看護計画以外での訪問看護を希望された場合）
30分 5,000円（税込） 60分 10,000円（税込）
- 4 前項目の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に利用者家族に利用料の内容等を文書で説明した上で、支払いに同意する旨の署名をうけることとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、和歌山市・岩出市とする。

(緊急時の対応方法)

第9条

- 1 看護師等は、指定訪問看護・介護予防訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
- 2 主治医への連絡困難なときには、社会医療法人スミヤ勤務の医師の指示により、緊急搬送するなど必要な処置を講じるものとする。
- 3 夜間、休日等の利用者からの緊急時の連絡体制として、24時間電話による連絡可能な体制とする。
- 4 緊急時の対応を行った看護師は、速やかに管理者および主治医にその旨を報告する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、ステーションの職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) ステーションの職員に対して虐待防止のための研修を定期的（6カ月に1回程度）に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、ステーションの職員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条

- 1 訪問看護事業所の職員は本事業の重要性を充分認識し、社会的使命をもって誠心誠意業務を遂行するものとする。
- 2 訪問看護事業者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年5回
和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会開催の研修、
看護協会開催の研修、
全国訪問看護事業協会開催の研修会等への参加
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人スミヤと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年6月1日から一部改正する。